## 特例規定適用願

						平成	年	月	目
峡北広域行政事務組合消	肖防本部								
消防長(署長)	殿								
1月97及(有及)	灰								
		7-L 6-6- \	N	_					
		建築主	住所	ſ					
			氏名	1					印
下記の防火対象物の	消防用設	備等につい	て消防	方法が	<b>施行</b> 令第	第32条	の規定	ぎの谚	i用を
受けたいので願出ます。	114/24/14/24	VIII	- 11412	12.77		//-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_ , _	., ,, ,,
文() /C ( ***) C //東山より。		<del>≓</del> ⊓							
		記							
所在地									
防火対象物									
名 称									
住 所									
設計者									
氏 名									
設置義務消防用設備等									
BY E-32/1/1/11/1/1/10 VIII 1									
特例を受けたい									
消防用設備等及び理由									
INDITION TO THE TENTON									
特例適用を受けるため									
の措置									
受 付	審査結果	果							
		平成年	Ξ,	月	日				
			•						
		体小片特色	小山市	<b>次</b> 约 2	△沿陸┪	一立八			
	峡北広域行政事務組合消防本部								
		消防長							